

議案第 143 号

伊賀市障がい児就学指導委員会条例の全部改正について

伊賀市教育支援委員会条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市教育支援委員会条例

伊賀市障がい児就学指導委員会条例(平成 19 年伊賀市条例第 46 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 伊賀市の障がい又は発達に課題のある児童生徒及び幼児(以下「障がいのある児童生徒等」という。)に対し就学及び教育支援を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障がいのある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障がいのある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障がいのある児童生徒等に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 専門医師
- (2) 児童相談所等専門員
- (3) 福祉事務所等就学前教育担当者
- (4) 特別支援学校代表者
- (5) 特別支援学級設置学校代表者

(6) 特別支援教育コーディネーター代表者

(7) 教育委員会事務局職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、会議に専門医その他の参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(相談員)

第7条 教育委員会は、教育支援に関する特定の事項について調査相談に当たらせるため必要があるときは、委員会に相談員を置くことができる。

2 相談員は、当該特定の事項に関し専門の知識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。